

文化芸術分野の政策体系等

政策目標	施策目標	NO.	達成目標	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値（計画期間分）	達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進		1-1	舞台芸術やメディア芸術などの分野において、文化芸術団体等の創造的な活動や文化芸術の担い手の確保・養成等を支援することで、文化芸術活動の活性化と、文化芸術水準の一層の向上を図る。	①第2期計画期間中において人材育成事業で実施した研修に参加した芸術家等の人数 ②文化芸術活動基盤強化基金による支援を受け、若手クリエイター等（育成対象者）を企画段階から登用・育成し、世界的に認知されている芸術祭・文化施設等において高い評価を獲得したプロジェクトの件数 ③文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた若手クリエイター等（育成対象者）による国内外の著名な賞の受賞・ミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等へ出品・出演・参画して高評価を受け件数 ④文化芸術活動基盤強化基金による支援を受け、育成対象者を企画段階から登用・育成し、作品等の企画・制作を行った結果、支援対象文化施設が国内外の賞の受賞・ミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭等からの招へい・出品などの依頼を受けた件数 ⑤優れた文化芸術活動・人材育成の進展状況（達成すべき水準：文化芸術団体等による創造的な活動が行われたとともに、次代を担う創造性豊かな芸術家等が育成される） ⑥国民の1年間の鑑賞活動への参加割合 ⑦国民の鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合 ⑧ライブ・エンタテインメント市場の成長率（参考指標） ⑨コンテンツ市場の成長率（参考指標）	①①「舞台 舞台芸術等総合支援事業のうち芸術家等人材育成における実績」 ②映画 若手映画作家等の育成事業実績 ③クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業のうちクリエイター・アーティスト等育成支援における実績 ④前同 ⑤前同 ⑥文化に関する世論調査 ⑦文化に関する世論調査 ⑧「総研ライブ・エンタテインメント白書」 ⑨ヒューマンメディア「日本と世界のメディアコンテンツ市場データベース」	①2023年から2027年までの5年間累計で ①「舞台」40,000名 ②映画250名 ③2026年25件 ④2028年20件 ⑤2028年48件 ⑥－ ⑦①「舞台」2027年40.0% ②映画2027年43.0% ③メディア芸術2027年2.8%	①①「舞台」2023年度15,612名 ②映画 2023年度50名 ③①「舞台」2022年25.4% ②映画2022年30.7% 日本映画の創造・振興プラン（レビュー番号 0412） メディア芸術の創造・発信プラン（レビュー番号 0413） 舞台芸術等総合支援事業（レビュー番号 0447） クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業（レビュー番号：新23-00522）	・「日本映画の創造・振興プラン」では、映画の製作活動を支援するとともに、若手映画作家等が技術・知識を修得できる機会の提供や、学生等が製作現場で実践的なインターンシップができる機会の提供を行い、優秀な映画作家やスタッフを育成している。これらにより、より多くの優れた日本映画が製作され、多様な作品が公開・鑑賞されることで、我が国の映画文化の一層の振興・発展が図られる。（測定指標：①⑥） ・「舞台芸術等総合支援事業」では、文化芸術団体等による創造活動への支援を行うとともに、若手芸術家・スタッフ等を対象とした、公演・ワークショップ・研修会等の実施を支援し、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等を育成しているほか、文化芸術団体の海外国際フェスティバルへの参加や、国内の国際的舞台芸術イベントの開催等を支援している。これらにより、文化芸術団体の質が向上して、チケットや外部資金等の収入が増加し、文化芸術団体の経営基盤が安定化することで、業界全体の活性化に資する。（測定指標：①③⑤⑥⑧） ・「メディア芸術の創造・発信プラン」では、メディア芸術の若手クリエイターに対する創作支援や、アニメーション制作会社に対しOJTや教育養成プログラムの提供を行うことで、優れた人材が育成される。それにより、多くの国民が創作活動を行い、質の高い作品がより多く制作され、作品が国内外で幅広く観られることにより、業界も活性化する。（測定指標：⑦⑨） ・「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」では、次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・制作・交渉・発表・海外展開までの一連的な活動を通じた育成や、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を支援する。このことにより、次代を担うクリエイター等の活動機会が創出されるとともに、優れた文化芸術活動が国内外に展開され、文化芸術活動の活性化と芸術水準の向上が図られる。（測定指標：②③④⑦⑨）	
		1-2	文化芸術関係者が持続可能な形で活動を継続できるよう、団体・芸術家等の活動基盤を強化することにより、芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安心・安全に活動を継続できる環境の実現を目指す。 また、文化芸術団体の自律的な運営や資金調達方法の多様化を可能にすることにより、我が国の文化芸術の持続可能な発展を図る。	①「文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」における支援事業／団体の運営改善の実現（2023年比較の自己収入の増加率） ②支援対象事業／団体の補助金依存率の低下あるいは運営費の多様化率（RS比較） ③事業環境改善を美事とする芸術家等の割合 ④団体・芸術家等における取引の適正化や就業環境の改善など、芸術家等が安心・安全に活動できるための取組の進展状況（定性的評価の観点）（達成すべき水準：芸術家等が安心・安全に活動できるための取組が進み、芸術家等の事業環境の改善につながっている） ⑤国民の文化活動への寄付活動を行う割合	①文化庁文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業対象団体への調査 ②文化庁文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業対象団体への調査 ③芸術家等を対象とする独自アンケート調査 ④－ ⑤文化に関する世論調査	①2027年150%（2023年比） ②2027年70%（2023年比） ③2027年50% ④－ ⑤2025-2027年度の平均5.5% 3.9%）	③－ （2022年20%） ④－ （2020-22年度の平均3.9%）	芸術家等の活動基盤強化（レビュー番号：0442） 文化芸術エコシステムの形成促進（レビュー番号：0448） 寄附税制の活用促進等	・「文化芸術エコシステムの形成促進」では、事業運営コンサルティングや実証事業を実施することで支援事業の自律的運営の推進につながり、さらに支援事業のスキーム化の達成につながることで、我が国の文化芸術の持続可能な発展に資する。（測定指標：①②） ・「芸術家等の活動基盤強化」では、適正な契約関係構築の促進など活動基盤強化のための取組を推進することで芸術家等が文化芸術活動において個別の課題を解決したり適正な契約関係構築のための知識を習得したりすることにつながり、さらに芸術家等における事業環境改善の実感につながることで、芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安心・安全に活動を継続できる環境の実現に資する。（測定指標：③④⑥） ・寄附税制の活用促進等は、寄附に関する税制優遇措置等の周知等を実施することにより、寄附活動の増加につながり、国民の文化活動の充実や文化芸術の自律的・持続的な発展に貢献する。（測定指標：⑤）
文化資源の保存と活用の一層の促進		2-1	文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、修理技術者等の養成・確保、適正周期で修理するための事業規模の確保に一体的に取り組む「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進等により、文化財の保存と活用上好環境を構築する。	①文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料であって生産支援が必要とされたもののうち、支援等により生産が継続または改善された分野数 ②適正保存技術保持者・保存団体を実施する研修の参加人数 ③適切な保存活用を図るために保存修復が必要な国指定等文化財のうち、保存修復が実施される割合（修復実施件数÷修復必要件数） ④国指定等文化財を活用したコンテンツの作成件数	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③文化庁調べ ④国指定等文化財を活用した体験プログラムの作成件数	①2027年度30分野 ②2027年度約3,500人 ③2027年95% ④2027年50件	●文化財保護対策の検討等（レビュー番号 0428） ●国・重要文化財等の保存整備等（レビュー番号 0435） Living History（生きた歴史体験プログラム）事業（国際観光旅客税財源）（レビュー番号 国文省253） ※：●：「文化財の匠プロジェクト」に関連する達成手段	・「文化財保護対策の検討等」では、用具・原材料の生産者が行う管理業務や後継者育成、普及・啓発等を支援することで、広く文化財修理に必要な不可欠な用具・原材料に対する興味関心を呼び起こしながら、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保に資する。（測定指標：①） ・「国・重要文化財等の保存整備等」では、適正保存技術保持者・保存団体等が実施する研修等を支援することで、後継者の確保等技術継承の基盤が整備され、文化財の保存・継承のための修理技術者等の養成・確保に資する。（測定指標：②） ・「国・重要文化財等の保存整備等」では、国指定等の有形の文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）の保存修理、防災施設の設置等に対して、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対しての国庫補助を実施することで、文化財の適切な保存活用に必要な修復等が実施され、文化財の保存と活用上好環境の構築に資する。（測定指標：③） ・「Living History（生きた歴史体験プログラム）事業（国際観光旅客税財源）」では、国指定・選定文化財を核として、文化財建造物や史跡等の付加価値を高め、収益の増加等の好循環を創出するための取組への支援や、魅力向上につながる一連的な整備の他、公開活用のためのコンテンツの作成等を実施することで、訪日外国人旅行者数の増加や訪日外国人旅行者の満足度向上につながり、さらには訪日外国人旅行者の滞在期間の長期化やリピート増、地域活性化につながることで、文化財の保存と活用上好環境の構築に資する。（測定指標：④）	
		2-2	我が国の文化遺産について、ユネスコ世界遺産一覧表及び人類の無形文化遺産の代表一覧表への記載を推進するとともに、持続可能な保存・活用を実現する。我が国の知見を生かした文化遺産国際協力推進することで、我が国の国際的地位が向上するとともに、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。	①世界文化遺産登録件数（参考指標） ②ユネスコ無形文化遺産の登録件数（参考指標） ③文化遺産国際協力における事業の実施件数 ④文化遺産国際協力に係る事業で実施した研修の受講者に対して行ったアンケート調査で研修が役立ったに回答した割合	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③文化庁調べ ④文化庁調べ	①参考指標につき目標値の設定無し ②参考指標につき目標値の設定無し ③2027年度13件 ④2027年度95%	世界遺産普及活用・推薦のための事業推進（レビュー番号 0430） 文化財の国際協力の推進（レビュー番号 0438）	・「世界遺産普及活用・推薦のための事業推進」では、世界遺産委員会や国際専門家会合へ積極的に出席し情報収集、審査傾向の分析等を行うことで、世界遺産登録の推進及び登録後の保存管理に関する最新の動向や他国の類似遺産の好事例等の習得につながる。そのことが、我が国の推薦案件の確実な世界遺産登録に繋がること、既登録遺産の持続可能な保存・活用の実現に資する。（測定指標：①） ・「文化財の国際協力の推進」では、我が国がこれまで蓄積してきた文化遺産保存修復に係る高度な知識・技術・経験を活用し、海外の文化遺産保護の拠点となる機関との連携による保存修復事業を実施することで、相手国の専門家の育成や我が国の知見を生かした文化遺産国際協力の推進に繋がり、我が国の国際的地位の向上や人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。（測定指標：③④）	
		2-3	次世代に継承すべき重要な国民の財産としての文化財について、防火・防災対策を充実させることにより、火災・震災等による滅失・毀損の防止と人的安全性の確保を図る。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等を次世代に確実に継承する。	①世界遺産・国・国宝の防火対策の進捗率 ②世界遺産・国・重要文化財の耐震対策の着手率 ③適切な保存活用を図るために保存修復が必要な国指定等文化財のうち、保存修復が実施される割合（修復実施件数÷修復必要件数）【再掲】 ※今後、政府における「国土強靱化実施中期計画」の策定にあわせて、適切な目標を追加	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③文化庁調べ	①2027年度100% ②2027年度70% ③2027年度95%	国・重要文化財等の保存整備等（レビュー番号 0435）	・「国・重要文化財等の保存整備等」では、国指定等の有形の文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）の保存修理、防災施設の設置等に対して国庫補助を実施することで、文化財の防火・防災対策を充実することができ、火災や震災等による滅失・毀損の防止と人的安全性の確保が図られ、貴重な国民的財産である文化財の次世代への継承に資する。（測定指標：①②） ・「国・重要文化財等の保存整備等」では、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観地区の修理・修築、史跡名勝天然記念物の公開・活用整備等に係る整備に対して国庫補助を実施することで、これらの保存・活用が推進され、貴重な国民的財産である文化財の次世代への継承に資する。（測定指標：③）	
文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成		3-1	将来にわたる子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図る。	①1年間に子供を対象にした文化芸術鑑賞機会及び体験機会のどちらも行った学校の割合 ②学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合（（1）今後も、文化芸術を見た、聞いたりしたいと考える子供の割合）（（2）自分や家庭を誇ったり、歌ったり、絵を描いたり、演じたり、踊ったりしてみたいと考える子供の割合） ③文化芸術活動を通して、児童・生徒への効果として「より豊かな創造性や感性が育まれる」と回答した教員の割合 ④休日の文化芸術活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村数の割合 ⑤子供の文化芸術活動参加率（（1）直接鑑賞、（2）鑑賞以外の文化芸術活動） ⑥子供の文化行動の行動者率（参考指標）	①②③学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業に関する調査研究 ④文化庁調べ ⑤⑥文化に関する世論調査	①2027年までに30% ②（1）80%（2）75% ③80% ④2026年度までに100% ⑤2027年までに（1）80%（2）40% ⑥－	①2022年21.2% ②2023年（1）70.1%（2）65.5% ③2023年83.0% ④2023年6月38% ⑤2022年（1）63.8%、（2）30.4% ⑥30.4%	現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進（うち劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業）（レビュー番号：新24-0021） 新進芸術家等の人材育成（レビュー番号 0414） 伝統文化親子教室事業（レビュー番号：0424） 舞台芸術等総合支援事業（レビュー番号 0447） 文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議	・「劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業」において、子供たちが本格的な実演芸術を鑑賞・体験する機会を提供する事で、実演芸術に親しむ環境づくりを推進する。そのことが、将来の文化芸術の担い手や観客となる子供の文化芸術鑑賞経験の向上につながり、子供の豊かな創造性や感性の育成に資する。（測定指標：⑤） ・「新進芸術家等の人材育成」及び「舞台芸術等総合支援事業」では、学校に文化芸術団体や芸術家を派遣して公演やワークショップを行うことで、子供たちが質の高い文化芸術の鑑賞・体験する機会を提供している。そのことで、子供たちの文化芸術への親しみが醸成され、豊かな人間性の涵養や、将来の芸術家や観客層の育成に資する。（測定指標：①②③） ・「新進芸術家等の人材育成」では、部活動の地域移行等に向けた実証事業を実施することで、地域の実情に応じた取り組みを創出するとともに、その普及に努める。それにより、地域の実情に応じた地域連携・地域移行等に取り組む自治体が増え、子供たちが文化芸術に継続して親しむことのできる機会を確保する。（測定指標：④） ・「伝統文化親子教室事業」では、伝統文化等に関する活動を行う団体等が子供たちに伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる体験機会を提供する取組に対して活動支援を行うことで、教室に参加した子供の伝統文化に対する意識が肯定的に変化することにつながり、さらに親子教室に参加した子供が継続的に伝統文化等に関わることで、子供たちの豊かな人間性の涵養や文化的な伝統を尊重する心の育成に資する。（念頭に置いている測定指標：⑤） ・「文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議」では、文化芸術教育の実態把握と、充実・改善に向けた施策の方向性を検討し、学校における文化芸術教育の充実を図ることで、子供たちが文化芸術に親しみ、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むことに資する。（測定指標：①②③④）

文化芸術の振興	4-1	共生社会の実現に向け、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが生涯を通じて、あらゆる地域で文化芸術に親しみ、その豊かさを享受できる環境づくりを目指す。	①障害者による文化芸術の活動割合（文化芸術を直接鑑賞した障害者の割合、鑑賞以外の文化芸術を実施した障害者の割合） ②障害者による文化芸術活動の推進に関する計画等を策定した地方公共団体の割合 ③劇場・音楽堂等における配慮を要する利用者対応の実施率	①障害者の文化芸術活動の実施状況調査（文化庁委託事業） ②地方における文化行政の状況について（文化庁） ③（公財）全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」	①2025年度までに新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける以前の活動状況に回復、27年度までに更なる向上 ②2027年度47 ③2027年度90%	①（直接鑑賞）2018年42.6%、2020年26.4%（鑑賞以外）2018年16.3%、2020年11.2% ②2020年度11 ③2021年度31 ④2021年度73.7%	我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信（障害者等による文化芸術活動推進事業）（レビュー番号0403）	・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「文化芸術基本法」、 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」、「文化芸術推進基本計画（第2期）」に基づく施策を国として着実に推進するため、「障害者等による文化芸術活動推進事業」を実施し、文化芸術団体等が実施する障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る普遍的・試行的な取組を支援する。更には、支援人材の育成等に取り組むことで、先導的・試行的な取組の成果を基にした根拠的な課題解決を図るなど、文化施設、文化芸術団体、地方自治体等における取組を促進する。これにより、共生社会の実現に向け、性別・年齢・障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが障害を通じて、あらゆる地域で文化芸術に親しみ、その豊かさを享受できる環境を形成する。（念頭に置いている測定指標：①②③）
	4-2	文化の基盤として国語の果たす役割や重要性を踏まえ、社会生活における言語コミュニケーションが円滑に行われるよう、国語を改善しそれを普及していくとともに、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく状態を目指す。日本語教育の水準の維持向上を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備を目指す。	①「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか」という質問に対し、「関心がある」と回答した者の割合 ②在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数 ③日本語教室がある市区町村の割合	①国語に関する世論調査（文化庁） ②在留外国人統計（出入国在留管理庁）、日本語教育実態調査（文化庁） ③日本語教育実態調査（文化庁）	①2027年85% ②2027年10.0% ③2026年60%	○国語施策の充実（レビュー番号：0422） ・国語施策に関する理解を促す協議会等の開催 ・国語の表記に関する実態調査 ・国語に関する意識調査 ・消滅の危機にある言語・方言等に関する調査研究及び研究成果の還元 ○外国人に対する日本語教育の推進（レビュー番号：0423） ・日本語教育人材の養成・研修プログラム等の活用・普及 ・養成・研修を担う高度専門人材の育成に係る拠点の整備 ・「日本語教育の参照枠」の活用促進 ・都道府県等における、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 ・日本語教室空白地域における日本語教室の開設・安定化に向けた取組の推進 ・ICTを活用した日本語学習教材の利用の促進 ・地域日本語教育における先進的な取組の創出の促進 ○日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員資格制度の運用	・「国語施策の充実」では、国語の改善という観点から文化審議会国語分科会において検討された表記等に関するものなどについて、教育関係者等を対象とした協議会やウェブサイトをはじめとする各種の方法で周知・普及することにより、社会生活における言語コミュニケーションがより円滑に行われるようとする。また、国語に関する実態並びに人々の意識及び理解の現状を調査し、その結果を国語の改善に生かすとともに、広く一般に知らせることで国民の興味・関心を喚起する。これらによって、社会全体として国語力の重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく状態を実現する。（測定指標：①） ・「外国人に対する日本語教育の推進」では、地方公共団体が有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を推進する。また、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」で示す日本語教育人材の教育内容に基づく養成・研修を実施することにより、日本語教育人材の資質・能力の向上を図る。これらの取組により、外国人が日本ででの生活に必要な日本語を習得する体制の整備を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境を実現する。（測定指標：②③）	
	5-1	世界の目標や潮流を踏まえた文化芸術のグローバル展開や海外での発信を戦略的に推進するとともに、これまでに実施した海外での文化事業や「日本博」等で培われた知見・ネットワークを活かし、世界の多様な文化の理解・受容にも留意しつつ文化面での国際交流の充実にを図る。	①文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた若手クリエイター等（育成対象者）による国内外の著名な賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等への出品・出演・参加して高評価を受ける件数 ②国際的なアートフェアにおける日本のギャラリーの出展数 ③ARTFACTORYアーティストプラットフォームにアップロードした日本出身アーティスト数 ④日本と諸外国との文化交流が、両国の相互理解や信頼関係が深まり、国際関係の安定につながると回答する者の割合 ⑤国際文化交流の充実（定性評価の観点）（達成すべき水準：様々な国や地域との国際文化交流が行われている）	①文化芸術活動基盤強化基金実績 ②アートバーゼル出展者リスト ③ArtFacts Artist Ranking ④文化に関する世論調査 ⑤－	①2028年20件 ②2027年5件 ③2027年5名 ④2027年50% ⑤－	②2023年3件 ③2023年3名	クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業（レビュー番号：新23-00522） 文化芸術のグローバル展開の推進（レビュー番号：0449） 国際文化交流・協力推進事業（レビュー番号：0419） 東アジア文化交流推進プロジェクト事業（レビュー番号：0415）	・「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」では、次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・制作・交渉・発表・海外展開までの一体的な活動を通じた育成や、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を支援する。このことにより、次代を担うクリエイター等の活動機会が創出されるとともに、優れた文化芸術活動が国内外に展開され、文化芸術活動の活性化と芸術水準の向上が図られる。（測定指標：①） ・「文化芸術のグローバル展開の推進」では、我が国アートのグローバル展開に資する事業や活字作品の海外展開への支援をすることで、我が国アートの国際的な露出・評価の増加及び文化芸術の国際発信強化につながり、さらに日本が文化芸術の発信拠点として国際的な地位を築くことにつながることで、我が国経済の活性化に資する。（測定指標：②③） ・「東アジア文化交流推進プロジェクト事業」「国際文化交流・協力推進事業」では、様々な国と国際文化交流・協力事業を実施することで、我が国の文化芸術関係者のグローバル化につながり、さらに多様な国との文化交流につながることで、世界の多様な文化の理解・受容にも留意しつつ文化面での国際交流の充実に我が国経済の活性化に資する。（測定指標：④⑤）
	5-2	我が国が国際的に文化芸術面で影響力・訴求力のある、世界に開かれた文化芸術の拠点となることを目指すとともに、我が国の有する文化芸術の国際発信の強化、インバウンド誘致に向けた取組を促進することにより、文化芸術の好循環を創出する。	①新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出（定性評価の観点）（達成すべき水準：新進芸術家の海外研修制度を活用した芸術家等が海外コンクールで受賞するなど国内外で活躍している） ②国際的なアート市場に占める我が国市場規模の国・地域別順位 ③日本博への訪日外国人参加者数	①－ ②Art Market Report（Art Basel & UBS） ③各事業者別実績報告書	①－ ②2025年7位 ③2025年約31万人	②－ ③2022年 約10.2万人	文化芸術のグローバル展開の推進（レビュー番号：0449） 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充<日本博を契機とした観光コンテンツの拡充（国際観光旅客税財源）（レビュー番号 国交省252）	・「文化芸術のグローバル展開の推進」のうち、新進芸術家海外研修制度では、新進芸術家海外研修制度で採用された研修員に、実践的な海外研修のための旅費を支援することで、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した人材の海外研修実施件数増加につながり、さらに国内外で活躍する我が国の著名な芸術家増につながることで、我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材育成に資する。（測定指標：①） ・「文化芸術のグローバル展開の推進」では、我が国アートのグローバル展開に資する事業や活字作品の海外展開への支援をすることで、我が国アートの国際的な露出・評価の増加及び文化芸術の国際発信強化につながり、さらに日本が文化芸術の発信拠点として国際的な地位を築くことにつながることで、我が国経済の活性化に資する。（測定指標：②） ・「日本博を契機とした観光コンテンツの拡充」では、文化資源を磨き上げ、その魅力や強みを見える化するすることによって、参加した訪日外国人旅行者の満足度の向上につながる。それにより訪日外国人旅行者にとって訪れるべき魅力あふれる目的地として認知され、参加した訪日外国人旅行者数の増加につながることで、観光需要の回復に資する。（測定指標：③）
文化芸術を通じた地方創生の推進	6-1	我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核たるナショナルセンターである国立文化施設の機能強化及び整備を着実に推進する。令和4年の博物館法改正を踏まえ、文化芸術の価値を生かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野とも適切に連携し、地域に新たな価値を提供すべく、博物館の機能強化を図る。	①国立美術館・博物館等の入場者数 ②国立博物館・美術館の入場者満足度 ③全国の博物館等の入場者数・利用者数 (1)東京都の博物館等の入場者数・利用者数（参考指標） (2)道府県の博物館等の入場者数・利用者数（参考指標） ④文化施設の機能強化の進展状況（定性評価の観点）（達成すべき水準：これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題に対応した多様な価値等を創造する取組が展開されるとともに、他地域への展開も進んでいる）	①②（独）国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構提出データ ③社会教育統計（文部科学省） ④－	①2027年度468万人 ②2025年度までの5年間（中期目標期間） ・国立科学博物館 90.0% ・国立美術館 企画展：85.6%、常設展：77.4% ・国立文化財機構 特別展：86%、常設展：83% ③(1)2027年度1.4億人 ④－	①2023年度433万人 ② ・国立科学博物館：2023年度98.7% ・国立美術館 企画展：89.5%、常設展：89.6% ・国立文化財機構：2023年度特別展：92.4%、常設展：91.7% ③(1)2020年度約0.7億人	アイヌ関連施策の推進（レビュー番号：0431） 博物館機能強化の推進（レビュー番号：0443） 近現代建築資料等の収集・保存（レビュー番号：0453） 独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0462） 独立行政法人国立科学博物館施設整備に必要な経費（レビュー番号：0463） 独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0464） 独立行政法人国立美術館施設整備に必要な経費（レビュー番号：0465） 独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0466） 独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費（レビュー番号：0467） 独立行政法人日本芸術文化振興会運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0468） 独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備に必要な経費（レビュー番号：0469）	・「アイヌ関連施策の推進」において、アイヌ語やアイヌ文化の保存・継承・交流を行うアイヌ文化振興等事業により、アイヌ文化フェスティバル等のイベントへの参加や興味関心の喚起につながり、国立アイヌ民族博物館の運営を通して、関心をもって訪れた方々に対してアイヌの歴史や地域のアイヌ文化の理解を促進し、道内各地域のアイヌ文化の復興・創造等に資する。（測定指標：③） ・「博物館機能強化推進事業」において、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や館業務のDX、多様な主体と連携して社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を支援することで、ネットワーク形成による博物館機能の強化が進められ、魅力的な取組によって来館者増加にもつながる。そのことで博物館に求められる多様な・高度化した役割に対応することができ、地域課題の解決や地域活力の向上に寄与することで、地域の文化拠点としてのプレゼンス向上に繋がりが期待される多様な・観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在としての機能強化に資する。（測定指標：③④） ・「近現代建築資料等の収集・保存」においては、国立近現代建築資料館を中核として、我が国の優れた近現代の建築資料の所在や現況を調査し、これらを収集し保管する。また、関連する資料や優れた近現代建築を保有する地方の博物館や関係機関等との連携を進め、建築資料のアーカイブを構築することによって、我が国の優れた近現代建築資料の学術的・歴史的・芸術的価値の次世代への継承と国民の理解促進に資する。（測定指標：③） ・国立美術館・博物館等においては、中期計画・年度計画に基づいて文化財や資料の調査・収集・保存・展示、または伝統芸能・現代舞台芸術の公演・研修・調査研究等の業務をおこなうことで、毎年度中期目標において定めた業務運営の目標を達成し、ナショナルコレクションの構築や多様な鑑賞機会の提供等を通して、我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核たるナショナルセンターである国立文化施設の機能強化等を推進する。（測定指標：①②）
	6-2	文化芸術によるまちづくり、地域の文化資源の効果的な活用、伝統行事等の継承、地域の文化振興体制の構築・強化等を推進し、日本各地の多様な文化の振興、これらを通じて地域課題の解決や地域の活性化を図る。	①地域の文化的環境の満足度（文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等） ②（公財）全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等の普及啓発事業の実施率」 ③劇場・音楽堂等の施設稼働率（参考指標） ④文化庁長官認定を受けた文化財保存活用地域計画の累計件数 ⑤(1)全国アートマネジメント研修会の参加者数 ⑥(2)全国アートマネジメント研修会の参加施設数 ⑦文化庁学芸員向け研修の参加者数 ⑧文化政策の計画等を策定した都道府県数 ⑨文化施設の機能強化の進展状況（定性評価の観点）（達成すべき水準：これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題に対応した多様な価値等を創造する取組が展開されるとともに、他地域への展開も進んでいる）	①文化に関する世論調査（文化庁） ②（公財）全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」 ③文化庁調べ ④（公財）全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」 ⑤文化庁調べ ⑥地方における文化行政の状況について（文化庁） ⑦－	①2027年度60% ②(1)2027年度50.0% ③2027年度180件 ④(1)2027年度1,800人 ⑤2027年度450施設 ⑥2027年度1,000人 ⑦2027年度47	①2019年度36.4% 2022年度31.9% ②(1)2021年度58.3% ③2022年度96件 ④(1)2022年度1,398人 ⑤2022年度382施設 ⑥2022年度562人 ⑦2022年度40	地域文化共創基盤の構築（レビュー番号：0407） 地域文化財総合活用推進事業（レビュー番号 0436） 文化芸術創造都市の推進（レビュー番号 0451） 現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進（うち劇場・音楽堂等機能強化推進事業）（レビュー番号：新24-0021） 博物館機能強化の推進（レビュー番号：0443）	・「地域文化共創基盤の構築」では、地方公共団体による文化芸術創造拠点形成や地域を拠点にしたアーティストと地域住民等の協働への支援を一体的に実施しており、地域での文化芸術事業や公演等が増えることで、地域における文化芸術事業への参加者数が増加し、それが自主企画事業やアーティストの受け入れの増加につながる。それによって、地域の特色ある文化芸術が振興され、居住する地域に関与する質の高い芸術を鑑賞・参加・創造する環境が形成される。（測定指標：①） ・「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」において、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門人材の育成、普及啓発活動を支援することで、地域の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上、有効なネットワーク形成を図る。このことにより、地域の劇場・音楽堂等の自律的・持続的活動、地域に向けた文化の創造の水準や発信力の強化が行われ、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる機会を創出することを目指す。（測定指標：②④） ・「地域文化財総合活用推進事業」では、地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画等作成支援を実施することで市町村における文化財保存活用地域計画の作成につながり、さらに認定地域計画を有する市町村が、未指定文化財を含む地域の特徴を示す文化財の把握を進め、地域社会全体で文化財を継承する計画・体制を構築することにつながることで、地域の文化振興体制の構築・強化の推進に資する。（測定指標：③） ・「文化芸術創造都市の推進」では、実施するセミナー等において、広く創造都市施策に関心のある自治体職員等に対し、自治体のネットワーク強化及び取組推進のためのノウハウや情報を提供することで、セミナー等に意義や魅力を感じて参加する自治体・団体の増加につながる。さらに参加数が増えることで自治体が行う文化芸術施策の優良事例が増加し、地域の文化的環境が向上する。（測定指標：①） ・「博物館機能強化の推進」における博物館に関する研修において、学芸員や館長・管理職等の多様な関係者に対して幅広い研修を行い、受講者等が研修内容やこれまでの取組について自館または他館にノウハウの共有等を実施することで博物館の機能が強化される。それにより施設に求められる多様な・高度化した役割に対応することができ、地域課題の解決や地域活力の向上に寄与することで、地域の文化拠点としてのプレゼンス向上に繋がりが期待される。我が国の地方創生に資する。（測定指標：⑤⑦）

		6-3	文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）を推進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出する。	①文化観光推進法上で認定された拠点計画・地域計画において、各計画にて設定されている来訪者の満足度に関する目標を達成した計画数 ②日本遺産認定地域における観光入込客数の目標を達成した地域の割合 ③日本博への訪日外国人参加者数	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③各事業者別実績報告書	①2027年80% ②2027年80% ③2025年 約31万人	①2020年6.02% 2022年24.5% ②2022年80% ③2022年 約10.2万人	文化拠点機能強化・文化観光推進プラン（レビュー番号 0458） 地域文化財総合活用推進事業（レビュー番号1820） 持続可能な文化財の保存・活用的好循環創出事業（国際観光旅客税財源）（レビュー番号 国交省19693） 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充 く日本博を契機とした観光コンテンツの拡充（国際観光旅客税財源）（レビュー番号 国交省252）	・「文化拠点機能強化・文化観光推進プラン」では、文化観光推進法の計画認定事業者等から申請のあった事業に対して、補助等により支援を行うことで、来訪者の満足度の向上、さらに、来訪者数の増加や地域内における経済波及に資する取組を促進し、文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）の促進につながることで、文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。（測定指標：①） ・「日本遺産活性化推進事業」及び「文化遺産観光拠点充実事業」では、地域の抱える課題や特性等を踏まえた日本遺産の魅力を増進する取組及び効果的な情報発信の実施や、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等の支援を行うことで、来訪者数の増加や満足度の向上、地域内における経済波及に資する取組等の促進につなげ、さらには日本遺産地域の活性化につながることで、文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）を推進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。（測定指標：②） ・日本博を契機とした観光コンテンツの拡充では、文化資源を磨き上げ、その魅力や強みを見える化することによって、参加した訪日外国人旅行者の満足度の向上につながる。それにより訪日外国人旅行者にとって訪れるべき魅力あふれる目的地として認知され、参加した訪日外国人旅行者数の増加につながることで、観光需要の回復に資する。（測定指標：③）
		6-4	茶道、書道、食文化その他の生活文化は、我が国の豊かで多様な文化を表すとともに、地域の慣習、習俗、生活、産業と密接に関連するものである。こうした生活文化について、地域活性化や国際交流といった観点も含め、総合的な振興を図る。	①文化財登録された食文化件数 ②食文化を用いた経済活動を行う自治体・団体等の数 ③調査研究事業が進捗している分野数 ④書道の行動者率（参考指標） ⑤華道の行動者率（参考指標） ⑥茶道の行動者率（参考指標）	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③生活文化調査研究事業（文化庁委託事業） ④⑤⑥ 社会生活基本調査（総務省）	①2026年度14件 ②2026年度416件 ③2027年度15件 ④⑤⑥参考指標につき目標の設定なし	①2023年度12件 ②2023年度314件 ③2020年度3件、 2022年度9件 ④2021年度2.1% ⑤2021年度1.0% ⑥2021年度0.6%	『食文化あふれる国・日本』プロジェクト（レビュー番号0441） 文化財保護対策の検討等（レビュー番号428）	・「『食文化あふれる国・日本』プロジェクト」では、地域の食文化の文化財登録等のために、「食文化ストーリー」の構築等に対する支援や調査を行うことで、文化財登録された食文化数の増加や食文化の国民認知度の向上につなげることができ、食文化の継承に資する。（測定指標：①） ・「『食文化あふれる国・日本』プロジェクト」では、「100年フード等を通じた食文化のブランド化及び情報発信をすることで、食文化を用いた経済活動を行う自治体・団体等の増加等につなげることができ、経済活動等の好循環に資する。（測定指標：②） ・「文化財保護対策の検討等」のうち生活文化調査研究事業により、生活文化に含まれる分野を特定するとともに、各分野の現状や課題を把握し、調査結果に基づき、保護策・振興策の検討を行う。さらに、具体的な保護策が必要な分野については、無形文化財への登録等の保護施策の検討を行うほか、振興策が必要な場合は、「生活文化創造・戦略展開事業」による支援を講じることで、生活文化に対する国民の関心の高め、生活文化の振興の推進を図っていく。（測定指標：③）
	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	7-1	世界で急激に活用が進む新たな技術について、文化芸術分野において有効に活用するための方策や課題を整理、検討し、我が国におけるデジタル技術を活用した創作活動を振興するとともに、文化芸術のデジタル・アーカイブ化による保存・活用を促進を図る。	①文化遺産オンラインへの情報掲載数及び訪問回数（アクセス数） ②舞台芸術のデジタル・アーカイブ状況（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタル・アーカイブ化推進支援で収集した作品数） ③創作、流通、鑑賞等の各機会における最先端のデジタル技術の活用状況（定性評価の観点）（達成すべき水準：創作、流通、鑑賞等の各機会において、最先端のデジタル技術を活用した事例が創出されるとともに、複数分野への展開が進んでいる） ④国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立博物館・美術館） ①国立科学博物館：標本・資料統合データベースのメタデータ数 ②国立美術館：所蔵作品メタデータ公開率・画像公開率 ③国立文化財機構：主に活用が見込まれる所蔵品（全所蔵品の約60%）のColBaseでの画像公開率 ⑤収蔵品のデジタル・アーカイブ化を実施している博物館数 ⑥国民の文化芸術の間接鑑賞の割合	①文化遺産オンライン ②人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタル・アーカイブ化推進支援における実績 ③－ ④①(2027年度287.5万件 2) 2027年度100%-90% ③2027年度50% ⑤2027年度に美術館を2 倍以上にする ⑥文化に関する世論調査（文化庁）	①情報掲載件数：2027年度 30 万件 訪問回数：2027年度27万 5 千件 ②2027年5,000作品 ③－ ④①(2027年度287.5万件 2) 2027年度100%-90% ③2027年度50% ⑤2027年度に美術館を2 倍以上にする ⑥2027年度80%	①情報掲載件数：2022年度 27万5千件 訪問回数：2022年度450万回 ②2023年度までの累計で 2,400作品 ③－ ④①(2023年度255.6万件 2) 2023年度メタデータ公開率 102.2%、画像公開率68.8% ③2023年度35% ⑤2020年度357館 ⑥2022年度73.3%	鑑賞・体験機会等充実のための事業推進（レビュー番号 0429） 人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタル・アーカイブ化推進支援事業（新23-0523） 文化芸術エコシステムの形成促進（レビュー番号：0448） 独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0462）【再掲】 独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0464）【再掲】 独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0466）【再掲】 博物館機能強化の推進（レビュー番号：0443）【再掲】	・文化芸術の鑑賞・体験機会が充実し、国民が文化芸術に触れる機会が増えることにより、こうした文化芸術を未来に伝えるため、文化芸術のデジタル・アーカイブによる保存・活用が促進される。具体的には、文化芸術のデジタル・アーカイブの推進に向けた取組としては、「人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタル・アーカイブ化推進支援事業」では舞台芸術作品のデジタル・アーカイブ化推進、文化遺産オンラインの整備運営により全国の所蔵館が管理するアーカイブの集積と公開、さらに全国の博物館・美術館等におけるデジタル・アーカイブの取組支援等を実施しているが、これらによって、誰もがいつでも文化芸術に関する情報に容易にアクセスすることが可能となる。そのことが、国民が日本全国の文化芸術に身近に触れ、我が国の文化や歴史に対する理解を深める契機となり、文化芸術の継承や発展に資する。（測定指標：①②⑥） ・「文化芸術エコシステムの形成促進」では、取り組むべき方策が明確になるとともに、具体的な事例が創出され、それが機展開されることで、文化芸術分野における最先端のデジタル技術の活用が進展する。（測定指標：③） ・国立博物館・美術館において、所蔵品等のデジタル・アーカイブ化を実施することにより、文化芸術の保存・活用の促進が図られる（測定指標：④） ・「博物館機能強化の推進」において、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や館業務のD X等に取り組む事業を支援することにより、文化芸術の保存・活用の促進が図られる（測定指標：⑤）
		7-2	D X時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策を推進することにより、著作物の利用によるクリエイターの対価の創出や増加が、新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」を最大化する。	①DX時代に対応した著作権制度構築にかかる取組状況の進展(達成すべき水準：令和5年度著作権法改正により新たに創設することとされた未管理著作物裁定制度の着実な施行等) ②鑑賞や創作などの文化芸術活動の中で著作権について意識していると回答した人の割合（参考指標）著作権教材に関するページのアクセス数	①-（定性評価の観点） ②文化に関する世論調査報告書	①-（定性評価の観点） ②2027年度60%以上	2023年度 ①－ ②調査中 ※参考：2022年度は46.0%	著作権行政の充実（レビュー番号 0455） 著作権施策の推進（レビュー番号 0456） 著作権法制度の検討および施策の運用	・「著作権行政の充実」では、著作権紛争解決あっせん制度の設立、世界的的所有権機関（WIPO）分担金の拠出により、著作権紛争の迅速な解決、海賊版対策をはじめとした国内外での著作権制度の整備を行っている。そのことが、クリエイターへの適切な対価還元等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（測定指標：①） ・「著作権施策の推進」では、普及啓発、著作権侵害への対策取組により、国民の著作権に関する知識の定着、海賊版対策に関する他国との協働、著作権者の権利行使の実行につながる。そのことが、著作物の公正な利用、著作権者の権利保護の推進等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（測定指標：①②） ・著作権法制度の検討および施策の運用では、文化審議会等における有識者による著作権法制度・施策に関する検討や、その方向性を踏まえた制度の改善・著作権法の適切な運用により、権利保護と利用円滑化のバランスをとった政策を推進している。そのことが、著作物の利用によるクリエイターの対価の創出や増加等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（念頭に置いている測定指標①②）